

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. WTO農業交渉など多国間貿易交渉においては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

(1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。

(2) 米政策の見直しに当たっては、生産者が事前に米の生産量を見通し、継続的かつ安定的に農業経営に取り組めるよう需給見通し等のきめ細かい情報の提示を行うこと。

また、水田活用の直接支払交付金については、生産者が自らの経営判断で、飼料用米・麦・大豆など戦略作物を選択し、その本作化が図られるよう戦略作物助成や産地交付金を拡充すること。

(3) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持するとともに、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度を早期に導入すること。

3. 担い手対策等の推進

(1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を構築すること。

なお、農業者年金で青色申告している認定農業者等と家族経営協定を締結し、経営に参画している後継者の配偶者を保険料補助の対象とすること。

(2) 農業用機械や施設の導入、整備、更新及び長寿命化に係る財政措置の充実を図ること。

(3) 農地中間管理機構については、農地の集積・集約が推進されるよう機構集積協力金に係る予算を十分に確保するなど施策を充実すること。

また、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、事務を簡素化すること。

4. 農業農村整備事業等の推進

(1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策について、一層の財政措置を講じること。

また、被災時における農地・農業用施設等を適切かつ速やかに復旧するため、実情に応じた激甚災害指定基準の設定を行うとともに、離島における復旧限度額の引上げをはじめとした財政措置を充実すること。

5. 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

6. 農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

なお、世界農業遺産に認証されている地域への財政措置を充実すること。

(3) バイオマス利活用を推進・普及するため、必要な財政措置を講じること。

7. 都市自治体が主体となった農業・農村の持続的発展と地域の実情に応じた土地利用を実現するため、引き続き、農地制度改革に取り組むこと。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、被害の防止に係る抜本的な取組の強化及び処分効率化に資する対策を講じるなど、鳥獣被害防止総合対策を更に充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、捕獲鳥獣の利活用に係る取組を更に推進するとともに、必要な財政措置を講じること。

(2) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減など捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

9. 農協改革については、法改正の趣旨である「農業所得の向上」を踏まえ、継続協議とされている案件についても十分な議論のもとに検討すること。

10. 食の安全・安心に関する国民の信頼を確保するため、食品安全対策を強化するとともに、食料自給率・自給力向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

11. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

特に、肉用牛肥育経営安定対策及び養豚経営安定対策事業については法制化し、安定的な制度運営を行うこと。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

(2) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

12. 園芸農業については、収益力強化や経営安定に資する支援を拡充すること。

また、果樹農業については、果樹農業振興基本方針や面的な集積が困難な果樹の特性を踏まえ、支援を充実強化すること。

13. 農林漁業用燃油に係る税制特例措置を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。

14. 農業産出額のデータについては、今後の農業政策の策定に当たって、各市町村との比較分析等が行えるよう市町村別データも公表すること。

15. 東日本大震災関係

地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。